

議員提出第6号議案

足立区拉致問題等啓発推進条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年6月22日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	白石	正輝
同	せぬま	剛
同	鈴木	あきら
同	新井	ひでお
同	古性	重則
同	渡辺	ひであき
同	淵上	隆
同	小泉	ひろし
同	高山	のぶゆき
同	たがた	直昭
同	市川	おさと
同	いいくら	昭二
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	くぼた	美幸
同	かねだ	正
同	おぐら	修平
同	へんみ	圭二
同	鹿浜	昭
同	佐々木	まさひこ

同	工	藤	哲	也
同	た	だ	太	郎
同	吉	田	こ	う
同	さ	の	智	恵
同	大	竹	さ	よ
同	伊	藤	の	ぶ
同	長	澤	こ	う
同	石	毛	か	ず
同	く	じ	ら	い
同	水	野	あ	ゆ
同	杉	本	ゆ	う
同	に	た	な	い
同	銀	川	ゆ	い
同	し	ぶ	や	竜

足立区議会議長 古 性 重 則 様

(提案理由)

拉致問題等の啓発について基本的事項を定める必要があるため、本案を提出する。

足立区拉致問題等啓発推進条例

(目的)

第1条 この条例は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）第3条の規定に基づき、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、区民に対し積極的な啓発を行うことで、当該問題に関する区民の認識を深めることを目的とする。

(区の役割)

第2条 区は、区民に対し積極的に拉致問題の啓発を行うために、組織の機能強化を図るよう努めるものとする。

2 区は、拉致問題に関する区民の認識を深めるため、積極的な啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 区は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施する。

(財政上の措置)

第3条 区は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について区民の認識を深めるための啓発を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。